

議案第 2 号資料

令和 8 年度

事業計画書

社会福祉法人下野市社会福祉協議会

令和8年度 社会福祉法人下野市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

少子高齢化に加え核家族化が進み、景気の変動や雇用の多様化、地域での人間関係の希薄化などを背景に、生活困窮者の増加や地域のつながりの弱まりが顕著になっています。人と人との関心や支え合いの力が薄れつつある中で、地域福祉の課題は複雑かつ深刻なものとなっています。

こうした課題に対応するため、「第3期下野市地域福祉活動計画」（下野市みんなで築く地域の絆プラン）を基本に、住民主体の理念に基づき、地域住民や行政、関係機関と連携・協働しながら、重点事業をはじめ各種事業を推進し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指します。

併せて、令和9年度からの「第4期下野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の一体的な策定にあたっては、「重層的支援体制整備計画」や「成年後見制度利用促進計画」との連携を図りながら、地域のつながりの再構築や新たな課題を捉えた計画づくりに取り組みます。

さらに、障がい福祉分野では、「野のはな舎」における就労継続支援B型事業及び生活介護事業の推進を通じて、障がいのある方々の多様なニーズに応じた支援の充実を図ります。

法人運営においては、事業の透明性を確保しながら、広報紙やSNS等を活用した親しみやすい情報発信によって市民の理解と信頼を得るとともに、社協会費や共同募金などの自主財源の確保にも積極的に取り組みます。

2. 重点事業

(1) 第4期地域福祉活動計画の策定

第3期の取り組みを評価・見直すとともに、新たな福祉ニーズを踏まえ、第4期下野市地域福祉活動計画（令和9年度から5年間）を下野市地域福祉計画と一体的に策定します。

(2) 地区社協組織整備の推進

小地域福祉活動の基盤となる組織づくりを進めるとともに、「助け合い・支え合い」の仕組みを推進します。併せて、各地域の実情に応じた地区社協の設置を促進し、その活動を支援します。

(3) 権利擁護支援の推進

認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利を守り、自立した生活を支援するため、「成年後見サポートセンター」において相談対応や啓発活動を行います。また、本会が被後見人等の身上保護・財産管理支援を行う法人後見事業や、認知症や障がい等により日常生活での福祉サービス利用や金銭管理等に不安がある方を対象とした日常生活自立支援事業（あすてらす）を実施し、権利擁護支援の推進に努めます。

(4) 生活困窮者支援対策の推進

生活に困窮する方の自立支援につなげるため、「暮らし応援センターささえーる」において包括的な相談に応じ、課題を踏まえた支援計画（プラン）を策定し関係機関や地域と連携した支援を行います。さらに、これまで取り組んできたフードドライブや緊急食料支援では、市民や企業からの寄付を活かし、支援を必要とする方を地域全体で支えあう仕組みとして充実を図ります。

(5) 会員の加入促進並びに各事業の安定的な運営

本会の健全な運営を維持するため、会費の用途を明確にし、市民や関係機関の理解を得ながら会員の加入促進に取り組みます。

また「野のはな舎」の運営では、障がい福祉サービスの積極的な展開と経営管理の強化に努めます。

(6) ゆうゆう館施設経営の充実

保健福祉センター「ゆうゆう館」の指定管理を受け、これまでの実績を活かしながら、経営の視点を取り入れた効率的な運営と自主事業の充実を図り、利用者の満足度向上を目指して質の高いサービスの提供に努めます。

3. 法人運営

法人の円滑な運営と市民の福祉ニーズを把握し、安定した事業・活動を推進するため、事業計画・予算、事業報告・決算及び法人の重要事項を理事会、評議員会の開催及び監査の実施により審議・決定します。

- 理事会の開催 年3回、その他必要により開催
- 評議員会の開催 年3回、その他必要により開催
- 評議員選任・解任委員会の開催 随時
- 監査の実施 年1回
- 事業財源の確保 通年

4. 地域福祉

(1) 地域福祉事業

① 生活支援体制整備事業（市受託事業）【19,998千円】

地域における多様な生活支援サービス、助け合い活動の充実を図るため、第1層・第2層生活支援コーディネーターを配置するとともに各層協議体を開催し行政、関係機関との連携を図りながら地域住民が主体となって取り組む支え合いの体制づくりを推進します。

- 第1層協議体の開催 年2回開催
- 第2層協議体の開催 3地区（国分寺・石橋・南河内）月1回開催
- 合同連絡会議 月1回開催
- 生活支援コーディネーター会議 隔週開催
- 生活支援コーディネーター研修会等の参加
- 講座等の開催

② 地域ふれあいサロン事業（市受託事業）【4,083千円】

高齢者が地域の中でいきいきと安心して生活が送れるよう、高齢者と地域住民が共にふれあう場を作り、地域で支え合うという意識の向上と地域保健福祉活動の促進を図るため、サロン活動に対し運営支援を行います。

③ 地区社協の組織整備事業【事業費：402千円】

地域福祉活動の基礎となる地域づくりに向け、市内のコミュニティ推進協議会を中心に地区社協事業の組織整備に取り組むとともに、行政や生活支援体制整備事業と連携、協働しながら事業の推進に努めます。

○地区社協活動の支援

組織運営及び基盤整備、実態調査、福祉事業、視察事業等に対し活動費の助成を行います。

（対象団体）東方台地コミュニティ推進協議会、姿西部考古台地コミュニティ推進協議会、吉田地区コミュニティ推進協議会

○未設置地区への啓発活動の実施

未設置のコミュニティ推進協議会を対象に事業説明会を開催し、地区社協の組織整備に努めます。

④ 第3期地域福祉計画推進委員会

第3期地域福祉活動計画（令和4年度から5年間）の進捗状況を把握・点検し、進捗状況の評価や見直しを行うために推進委員会を開催します。

⑤ 第4期地域福祉活動計画策定【事業費：2,333千円】

新規実施

下野市地域福祉計画との連携を図りながら、一体的かつ実効性の高い第4期地域福祉活動計画（令和9年度から5年間）の策定に取り組みます。

- 計画策定委員会の設置
- 地域懇談会の実施
- 団体ヒアリング調査

⑥ しもつけ福祉大会【事業費：540千円】

みんなで支え合う福祉のまちづくりの実現を目指して、市民と福祉関係者が連携し地域福祉活動への理解を深めるとともに、社会福祉の発展に貢献された方々を顕彰し感謝の意を表することを目的として開催します。

⑦ 地域見守り活動推進事業【事業費：342千円】

再編実施

安心して暮らせる地域づくりのために、住民同士が協力し合いながら地域全体で行う見守り活動を推進します。

⑧ 災害ボランティアセンター設置・運営のための支援体制づくり

災害時対応や災害ボランティアセンター設置・運営が適切に実践できるよう、関係機関や地域のボランティア等との連携を図りながら、継続的な訓練を実施するとともに、本会の災害時対応マニュアルや事業継続計画（BCP）については適宜見直しを行います。

⑨ 食料等支援を通じた地域セーフティネットの構築

再編実施

生活困窮者や地域福祉活動団体へ食料等を支援するため、地域住民や関係機関の協力を得ながら効果的に実施できる体制を構築するとともに、地域の支えあいの活動を広げます。

○緊急食料等給付事業【事業費：56千円】

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となっている方に対し、食料等の現物を給付し、生命の安全と生活の再建を支援します。

○フードドライブ事業【事業費：30千円】

食料品等を寄付いただき、支援を必要としている世帯や地域福祉活動団体に配布します。

○赤い羽根はあ〜と事業(生理用品無償配布事業)【事業費：105千円】

経済的理由等で、生理用品を入手することが困難な方を対象に生理用品を無料で配布し、世帯が抱える様々な困りごとに対する支援につなげることを目的として実施します。

⑩ ファミリー・サポート・センターの運営（市受託事業）

【事業費：6,580千円】

子育て支援をしてほしい人と手助けをしたい人がそれぞれ会員となり、地域での子育てを支援していく会員組織で、アドバイザーが相互支援活動の調整を行います。

- 依頼者からの相談、面談、会員登録
- 提供会員の募集、各種研修の実施、会員登録
- 相談内容に応じた相互会員のマッチング
- 「ファミリー・サポート・センターだより」の発行(年1回)
- 会員交流会(年1～2回)

(2) ボランティアセンターの運営【事業費：4,190千円】

市民のボランティア活動への理解や関心を高め、地域で助け合い、支え合えるボランティアの人材育成を目的とした各種講座の開催や、ボランティア活動への支援、情報収集・発信、広報啓発活動等を行いながら、ボランティアの推進を図ります。

- ボランティアの相談、依頼、派遣、マッチング
- ボランティア活動に関する各種講座等の開催・支援
 - ・手話講座（入門コース）
 - ・傾聴ボランティア養成講座
 - ・災害ボランティア講座
 - ・なつ・ジュニアふくし体験学習（市内小学4・5・6年生対象）
 - ・音訳ボランティア体験講座【音訳こだま主催】
- ボランティア交流会（年1～2回）
- ボランティア活動保険の取り扱い
- 社協だより・ボランティア情報「きらり」の掲載
- 視覚障がい者等声の宅配サービス（広報紙等の音訳CD貸出し）
- 点字図書の作成・提供
- 収集ボランティアの啓発（プルタブ・使用済み切手等）

(3) 福祉教育・啓発事業

① ふくし移動講座【事業費：256千円】

再編実施

地域や学校・企業等を対象に、社会福祉への理解や関心を深めるため、福祉に関する学習プログラムを展開し、当事者やボランティアの協力を得ながら実施することで、より充実した学びの機会を提供し福祉教育の推進を図ります。

② 福祉活動費助成事業【事業費：700千円】

市内の小・中学校、高等学校を対象とした福祉活動費助成金の交付を行い、児童・生徒の福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動や福祉教育の促進を図ります。 <助成額 1校当たり 50,000円>

※南河内小中学校には、100,000円を助成します。

③ 実習・職場体験学習の受け入れ

中学、高校、大学、専門学校等の福祉現場実習・職場体験の受け入れを行い、福祉教育の推進と育成に努めます。

(4) 福祉イベント等の開催

① しもつけふくしフェスタ2026【事業費：3,093千円】

あたたかいまちづくりを目指し、人と人がふれあう場や福祉を身近に感じていただく機会となるイベントをボランティアや地域福祉活動団体の協力を得て開催します。

② ふれあいふくし運動会（市共催事業）【事業費：983千円】

高齢者、障がい者、児童、ボランティアと一緒にスポーツを楽しみ親睦を図りながら地域との交流を深めるために開催します。

③ 障がい児者交流会【事業費：150千円】

障がい児者やその家族・ボランティアがレクリエーションを通じて交流を図り、親睦を深めるために開催します。

④ 親子ふれあい事業【事業費：175千円】

小学生とその保護者を対象に、思いやりの心を育て福祉を身近に感じていただくことを目的に、福祉に関する講話や交流などのイベントを開催します。

(5) 成年後見サポートセンターの運営（市受託事業）【事業費：5,374千円】

地域で安心して生活が継続できるよう、権利擁護及び成年後見制度の利用促進を図り、制度利用が必要とされる方への支援体制の充実を図ります。

○広報・啓発業務

○相談対応・申立手続き支援業務

○利用促進業務

関係機関や専門職団体、家庭裁判所、行政と連携し、専門的判断による支援検討や受任候補者調整のための会議等を開催

○後見人等への支援業務

後見活動の円滑な実施のため相談に応じ、後見人等や本人、地域の関係者との連携をコーディネートします。

○権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

関係機関等及び専門職が相互に連携して制度の利用促進を図れるようにするため、協議会を開催し地域連携ネットワークを構築します。

(6) 法人後見事業【事業費：1,142千円】

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方や意思決定が困難な方の法的支援を行うため、法人として成年後見人等を受任し、身上保護や財産管理を中心とする権利擁護支援を行います。

○法人後見運営委員会の開催（年3回）

○身上保護支援

福祉サービス契約、福祉施設等の入退所に関する契約等の法的行為に関する支援や、日常生活に関する見守り等の支援を行います。

○財産管理支援

財産の管理や金融機関の取引、定期的な収入及び支払いの管理、重要書類の保管及び各種手続き等の支援を行います。

(7) 日常生活自立支援事業「あすてらすしもつけ」(県社協受託事業)

【事業費：2,877千円】

認知症高齢者や障がい等により判断能力に不安がある方に対して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類・印鑑等の預かりサービスを行い、利用者が地域で安心して自立した生活が送れるように支援します。

支援内容	福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理・書類印鑑等の預かりサービス
利用料	福祉サービスの利用援助・金銭管理 1回1時間まで1,500円、30分ごとに500円加算 書類印鑑等の預かり 500円/月 ※生活保護受給者は無料

(8) 生活困窮者自立支援事業(市受託事業)【事業費：31,618千円】

(愛称：くらし応援センターささえーる)

生活に困窮している世帯に対して適切な支援を行うことにより自立を目指し、以下の事業を実施するとともに関係機関とのネットワークづくりと地域に必要な社会資源の開発等に取り組みます。

○自立相談支援事業

複合的な課題を抱える生活困窮者の相談を受け、どのような支援が必要か相談者と一緒に考えプランを策定し自立に向けた支援を行います。また関係機関への同行訪問や就労支援などを行います。

○家計改善支援事業

家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付けの支援などを行います。

○就労準備支援事業

直ちに就労が困難な方に日常生活や社会生活の自立から就労の自立まで、一人ひとりに合わせた訓練プログラムを提供し、必要な基礎能力を養いながら、就労につながる支援を行います。

○住居確保給付金に関する相談・受付業務

離職等により住居を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給する事業の相談・受付業務を行います。

(9) 福祉サービス利用支援事業

① バス利用の助成【事業費：403千円】

関係福祉団体の活動及び社会参加を支援するため、視察研修等でのバス利用時に助成を行います。

② 手押し車の購入助成事業【事業費：250千円】

高齢者の日常生活の便宜を図るため、外出等に使用する手押し車の購入費の一部を助成します。

対象者	概ね75歳以上の方で手押し車を必要とする方
助成額	購入費の2分の1（限度額5,000円）

③ 車椅子貸出事業

ケガや障がい等により一時的に車椅子が必要となり、他の福祉サービスで貸出を受けられない方に対して、外出しやすい環境づくりのために3か月を限度として、無料で車椅子の貸出を行います。

④ 福祉用具等の貸出事業【事業費：86千円】

本会が所有する綿あめ機やポップコーン機、ポッチャ・輪投げ及び福祉体験用具等を自治会や育成会等で行うイベントに一部有料にて貸出します。

⑤ 安全帽子購入費助成事業【事業費：570千円】

市立小学校及び義務教育学校の新入学児童を対象に、児童の交通安全・事故防止の啓発を図るため、学校指定の安全帽子購入費用の一部を助成します。

(10) 相談事業

① 心配ごと相談所の開設【事業費：273千円】

民生委員児童委員、人権擁護委員及び行政相談員による心配ごと相談所を開設します。

	場 所	開 催 日	時 間	相 談 員
心配ごと・ 悩みごと相談	ゆうゆう館	第1・3火曜日 (月2回)	午後1時30分 ～3時30分	・民生委員児童委員 ・人権擁護委員 ・行政相談委員
子育て相談	ゆうゆう館	5/27、6/10、 7/2、9/30、 10/14、11/5	午前10時 ～12時	・主任児童委員

② 無料法律相談（市受託事業）【事業費：1,394千円】

栃木県弁護士会の弁護士による無料法律相談を開設します。（要予約）

場 所	開 催 日	時 間
ゆうゆう館 （相談室）	第2・4火曜日	午後1時30分 ～4時00分

(1 1) 資金貸付事業

① 小口資金貸付事業【事業費：1,106千円】

緊急に生計の維持が困難になった世帯に対し、生活費を貸し付けることにより、経済的自立及び生活の安定を目指した支援を行います。

- ・貸付限度額 30,000円（無利子）

② 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）【事業費：2,440千円】

各市町の社会福祉協議会が窓口となり、他の資金から借入れが困難な低所得世帯（市民税非課税世帯）・障がい者本人又は障がい者と同居する世帯（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保持者）・高齢者世帯（日常生活上、療養又は介護を必要とする65歳以上の高齢者の属する世帯）を対象に、資金の貸し付けと必要な相談・指導及び緊急小口資金等特例貸付の償還に係る相談業務を行います。

《資金の種類》

- ・総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等
- ・緊急小口資金特例貸付、総合支援資金特例貸付

③ 特例貸付フォローアップ支援事業【事業費：6,883千円】

新型コロナウイルス特例貸付の償還に関する各種相談と借受人の安定した生活と自立に向けた支援に取り組みます。

④ 行旅人援護事業【事業費：5千円】

援護が必要な行旅人に対し、小金井駅から小山駅、または宇都宮駅までの鉄道運賃相当額の金銭を支給します。

(1 2) 広報・啓発活動【事業費：2,892千円】

本会事業に対する市民の理解・参加を得るため、広報・啓発活動を積極的に実施します。

- 広報紙「しもつけ社協だより」の発行（年6回）
- ホームページ・SNSを活用した情報発信
- 公式キャラクター活用による認知度向上の取り組み
- 下野コミュニティFM「FMゆうがお」の出演

(13) 共同募金会事業

栃木県共同募金会下野市支会として、各世帯や法人事業所・学校・街頭等で募金活動を行い、その募金をもとに地域福祉事業を実施します。

○赤い羽根共同募金運動の実施（10月1日～12月31日）

○災害時における見舞金等の交付

○歳末見舞品配分事業の実施【事業費：1,933千円】

ひとり暮らし高齢者（75歳以上）の安否確認を目的に、民生委員児童委員を通して見舞品等を配付します。

○下野市支会運営委員会の開催（年2回）

(14) 日本赤十字社事業

日本赤十字社栃木県支部下野市地区として、世帯ごとに会員募集を行い、寄せられた活動資金（会費・寄付金）をもとに各種日赤事業を実施します。

また、市内で災害が起こった際に被災世帯への救援物資の交付を行います。

○赤十字会員募集（活動資金募集）の実施

○災害救援物資の交付

○日赤奉仕団の活動支援

○市防災訓練等における炊き出し訓練の協力

○救急法基礎講習（心肺蘇生・AED等）の訓練

(15) 福祉団体への支援【事業費：2,070千円】

各団体が実施する福祉活動に対し事務的支援及び助成を行うことにより、福祉団体活動や自主運営を促進します。

○ボランティア連絡協議会

○老人クラブ連合会

○身体障害者福祉会

○心身障害児者父母の会

○遺族会

○自治会長連絡協議会

○おもちゃの図書館

○民生委員児童委員協議会

○子ども会育成会

○人権擁護委員会

○特別支援合同研究会

5. 在宅福祉

(1) 障害福祉サービス事業「野のはな舎」【事業費：45,028千円】

① 就労継続支援B型事業

心身に障がいを持つ利用者が、通所において生産活動その他の機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことにより、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービスを提供します。また、地域住民との交流事業を実施し地域に密着した施設運営に取り組みます。

② 生活介護事業

常に介護を必要とする方に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活での支援、創作活動、生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のための援助を行い、社会参加と福祉の増進を支援します。

③ 下野市社協特定相談支援事業所

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者及び家族等の相談に応じ各種サービスの利用援助・調整を行い、必要な障がい者サービスが利用できるようサービス等利用計画を作成するなど、計画相談支援を提供します。

(2) 地域支援事業

① 地域包括支援センター事業「地域包括支援センターこくぶんじ」

(市受託事業)【事業費：43,504千円】

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する中核的機関としての役割を担ってまいります。

○総合相談支援事業

- ・地域におけるネットワーク構築業務
- ・実態把握業務
- ・総合相談業務
- ・各種申請補助
- ・介護者支援

○権利擁護事業

- ・成年後見制度の活用と普及
- ・虐待への対応
- ・多問題事例への対応
- ・消費者被害の早期発見と防止
- ・老人福祉施設等への措置相談

○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・包括的、継続的なケア体制の構築業務
- ・個別相談業務
- ・地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務
- ・実践力向上のための研修会等の開催
- ・支援困難事例への支援
- ・地域ケア会議開催

○認知症施策推進事業

- ・認知症サポーター養成講座開催
- ・認知症ケアパス作成、普及啓発
- ・認知症初期集中支援の推進
- ・認知症の人の介護者への支援
- ・認知症カフェ、チームオレンジの支援

- 在宅医療・介護連携推進業務
 - ・在宅医療、介護に関する連携や取り組み
- 一般介護予防事業
 - ・保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施、協力
 - ・地域リハビリテーション事業への連携、協力
- 指定介護予防支援業務
- 介護予防ケアマネジメント支援業務

② ふれあいサロン「ゆうゆう」事業（市受託事業）【事業費：7,149千円】

介護保険の一般介護予防事業として、ボランティア等の協力を得ながら体操やレクリエーション活動を通じて、参加者の運動能力低下の防止や口腔機能の向上などを図ります。

会 場	ゆうゆう館 多目的ホール（旧デイサービスセンター室）
開催日	週3回（水曜日・木曜日・金曜日）
時 間	午前9時30分～午前11時30分
内 容	健康体操・元気はつらつ体操・口腔・栄養講話・折り紙等
参加費	400円／回（送迎有）200円／回（送迎なし）
その他	活動に必要な材料代等は別途負担

6. ゆうゆう館施設運営（市受託事業）【事業費：98,958千円】

指定管理施設として、引き続き施設の設置目的に沿った運営を行うとともに、ホームページや社協だよりを活用して広く周知を図り、利用者の増加と収入の安定、さらにヨガ教室等の自主事業の充実によるサービス向上に努めます。併せて、指定管理期間が終了することを見据え、令和9年度以降も継続して受託できるよう準備を進めます。

7. 収益事業【事業費：1,013千円】

自主財源確保のため、天平の花まつり会場周辺に掲げるのぼり旗を販売します。
（価格8,800円／本）

8. 市・県及び関係機関との連携

- 下野市との連携・協調を図ります。
- 栃木県・栃木県社会福祉協議会との連絡調整を図ります。
- 地域福祉関係機関とのネットワークづくりを推進します。
- 県社協等の研修会に参加し、職員のスキルアップを図ります。